

さぬき市共通商品券取扱指定店募集要領

さぬき市では、市内における消費拡大を促すとともに、商工業の振興及び活性化に寄与することを目的として「さぬき市共通商品券」を発行致します。

さぬき市内において、さぬき市が発行した商品券を扱う事業者（以下「指定店」という。）を下記により募集します。

記

（登録資格）

- 1 さぬき市における指定店として登録できるものは、さぬき市において、小売業、飲食業、サービス業、ほか市長が適当と認めた業種を営む事業者とする。

（申請）

- 2 指定店としての登録を希望する者は、指定店登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入して、さぬき市及びさぬき市商工会に申請することとする。

（登録）

- 3 さぬき市は、2により申請のあった事業者が登録資格を有することを確認の上、後日、当該事業者に対し指定店登録証（様式第2号）とステッカーを交付する。

（さぬき市商工会の特例）

- 4 さぬき市商工会は、指定店となろうとする者に代わって登録の申請を行うことができる。

（商品券の額面）

- 5 商品券の額面は、500円及び1,000円の2種類とする。

（商品券の取扱）

- 6 指定店は、さぬき市共通商品券を持参した者に対し、商品券の発行の日から1年に限り、券面記載額に相当する物品（有価証券・商品券等を除く）の販売または役務の提供（以下、「取引」という。）を行う。

利用者は、券面記載額以上の取引の場合にのみ使用でき、券面記載額未満の取引には使用できない。

（換金）

- 7 6の取引により商品券を取得した指定店は、さぬき市商工会まで商品券換金申請書（様式第3号）に引換済商品券を添えて提出し、さぬき市商工会を経由して市長に換金を請求するものとする。

換金期限は、商品券発行の日から1年2月とする。

なお、換金の申請期限の日が、さぬき市の休日を定める条例に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。

商品券の換金を申請できる時間は、さぬき市商工会の業務時間内とする。

商品券の換金は、毎月5日、15日、25日までに換金申請書を提出された者に対し、市は市指定の支払日に換金申請額（額面相当）を振込むこととする。

（責務）

8 指定店は、次の事項を遵守しなければならない。

（1）指定店であることが市民に分かるよう、見やすい場所にさぬき市が交付するステッカーの掲示を行うこと。

（2）商品券の取引において、偽造または不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事案を市に連絡すること。

指定店が換金のために、さぬき市に申し出た商品券が偽造または不正使用が明らかな場合には、その券の換金はできない。

（3）商品券を受けとった場合は、再流通を防止するため、券裏面に指定店の住所、氏名等を記名すること。

（登録の取り消し）

9 登録事業者が、本要項に違反する行為を行った場合、さぬき市は当該指定店の登録を取り消すことができる。

（留意事項）

10 指定店は、商品券の取扱いに際し、次の事項に留意しなければならない。

① 商品券の破損、汚損の程度が激しい場合は、その受け取りを拒否することができる。

② 指定店が受け取った商品券は、再使用できない。

（商品券発行の特例）

11 市長は、臨時的又は特例的措置として商品券を発行する場合において、5、6及び7の規定により難いと特に認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該商品券の額面、有効期限及び換金期限を別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月12日から施行する。